## 令和7年度川崎市商業アドバイス事業実施要綱

(目的)

第1条 「川崎市商業アドバイス事業」は、市内商店街及び商業者グループ等が抱える課題を解決するため、中小企業診断士等の専門家を派遣すること、また、商業に関わる新たな制度等について専門家の作成した資料を用い、商業者の意識啓発・制度理解等を促進することをもって、市内商業の活性化を図ることを目的とする。

#### (事業種別)

第2条 本事業の種別は、別表第1に定めるものとする。

### (派遣対象)

- 第3条 専門家の派遣対象は、次の各号のいずれかに該当する団体(以下、「団体等」という)が開催する研究会、講習会等(以下、研究会等)とする。なお、団体等の活動実績は問わないこととする。
  - (1) 一般社団法人川崎市商店連合会及びその支部組織である各地区商店街連合会
  - (2) 市内の商店街事業協同組合、商店街振興組合又は任意の商店街団体で、規約等で 代表者の定めがあるもの
  - (3) 市内に店舗又は事業所を有する中小企業商業者が3者以上集まり活動している任意団体

# (実施時間)

- 第4条 実施時間は原則として最大3時間とする。
- 2 午後5時から午後9時の間に実施する場合は夜間開催と定義する。
- 3 午後9時以降の派遣は原則として実施しないこととする。

#### (派遣の申請)

第5条 専門家の派遣を希望する団体等は、「川崎市商業アドバイス事業 専門家派遣申請 書」(第1号様式)により市長に申請するものとする。

#### (実施の決定・通知及び専門家への依頼)

第6条 市長は、研究会等の実施を決定し、併せて団体等からの申請内容と専門家の実績等を考慮し、都度適切な専門家を選任した後、速やかに「川崎市商業アドバイス事業専門家派遣依頼書」(第2号様式)により専門家あて依頼するとともに、「川崎市商業アドバイス事業決定通知書」(第3号様式)により当該団体等あて通知するものとする。

### (変更等の報告)

第7条 第6条の規定により実施の決定を受けた団体等は、開催日時、場所その他申請内容に変更があったとき、又は研究会等を中止しようとするときは、書面等により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

### (報告)

第8条 専門家は研究会等を実施後概ね1週間以内に「川崎市商業アドバイス事業 実施報告書」(第4号様式)により市長に実施結果を報告するものとする。

## (啓発資料作成)

第9条 市長は、商業者等に広く周知・啓発するための制度等の資料作成(以下、「啓発資料作成」という)を、専門的知識を有する専門家に依頼することができるものとする。

### (啓発資料作成依頼)

第 10 条 市長は、啓発資料作成を専門家に依頼する時は、「啓発資料作成依頼書」(第 5 号様式)により依頼するものとする。

### (著作権)

第11条 作成した資料の著作権は作成した専門家に帰属するものとする。ただし、資料の 周知方法については、あらかじめ専門家に説明を行った上で市長に一任するものとする。

## (経費)

- 第12条 専門家に対する謝礼は、謝礼に関する内部基準(3川経工第1065号決裁)を 適用し、予算の範囲内で負担するものとする。その他の経費は、申請団体等が負担するも のとする。
- 2 謝礼には、会場までの交通費、事前打合せ費用、事務連絡郵送費等を含むものとする。
- 3 専門家より謝礼の辞退の申し出があった場合には、支払わないものとする。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

# 附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

# 別表第1

事業種別	内容	派遣実施回数
研究会	<ul><li>・商店街や商業者グループ等に対し、事業活動及び経営上の諸問題に対する 方策について、意見交換や情報共有及び助言を行うもの</li><li>・商店街ソフト事業支援補助金等の申請時や、事業終了後の反省時において、 事業内容のブラッシュアップや開催方法等への助言を行うもの</li></ul>	同一テーマで1団体3回まで
講習会	商店街や商業者グループ等の資質の向上や直面する諸問題の解決に資する講習・講演を行うもの	1団体あたり1回
啓発資料作成	商業者等に広く周知・啓発するための制度等の資料作成	

宛

# 川崎市商業アドバイス事業 専門家派遣申請書

専門家の派遣を希望するので、次により申請します。

申請者	□商店街	グルー	-プ	商品	店街名	(グルー・	プで申請の場合、	代表者が加盟	していれば記	入)
担当者名					連絡	絡先	電話: メール:			
希望形態	□研究会□講習会			つき	 3回まで	で)				
希望日1	月	日	( )		希望時	時間 1				
希望日2	月	日	( )		希望時	時間 2				
希望日3	月	日	( )		希望時	時間 3				
会場								※駐車場	□あり	□なし
相談内容										

※派遣する専門家についてお知りになりたい場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

(問合せ先) 組織名

組織名所在地

電話 FAX メール 様

川崎市長

# 川崎市商業アドバイス事業 専門家派遣依頼書

次のとおり専門家派遣の申請がありましたので、専門家として出席いただきますようお 願いいたします。

実施希望日	年	月日()
開催希望時間	時	分~ 時 分まで
実施形態	□研究会	□講習会
団体名		
申請者		
連絡先	電話	
	名称	
会場	所在地	
	電話	
	駐車場	□あり □なし
相談内容		
テーマ		
謝礼金		円 (消費税を含む) 時間+事前打合せ・準備時間を合わせた3時間分の費用となります。 交通費、事務連絡郵送費等を含みます。
備考		

(問合せ先) 組織名 所在地 電話 FAX メール

川第号年月日

様

川崎市長

# 川崎市商業アドバイス事業決定通知書

申請いただきました「川崎市商業アドバイス事業」について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

開催日	年 月 日()
開催時間	時 分~ 時 分まで
会場	
相談内容テーマ	
専門家名	
連絡事項	

(問合せ先) 組織名 所在地 電話 FAX メール 宛

# 川崎市商業アドバイス事業 実施報告書

支援先団体名										
実施年月日	 年	月	日	(	)	実施時間	 時	分 ~	時	分
相談内容										
助言内容										

※実施日から1週間程度でご提出ください。

川第号年月日

様

川崎市長

# 啓発資料作成依頼書

市内商業者等の制度の理解を促すため、資料の作成をお願いしたいので、次の内容により作成くださいますようお願いいたします。

仕様	
謝礼金	円(税抜)
内容	
成果物の	
提出先	
作成期限	年 月 日( )
特記事項	<ul> <li>※成果物に関する著作権は、作成者に帰属します。</li> <li>※成果物の周知方法については、次の手法により行います。</li> <li>(1) チラシ配布</li> <li>(2) 川崎市ホームページに掲載</li> <li>(3) 川崎市SNS (X など) にて発信</li> </ul>

(問合せ先) 組織名 所在地 電話: メール:

記話: FAX: